別表第二の次に次の一表を加える。

別表第二の二（第二条の二関係）

納付しなければならない者	金額	電子申請等による場合における金額
一　法第三十九条の十三の認定又はその更新を受けようとする者（次の項に掲げる者を除く。）	四百三十二万三千五百円	四百三十二万二千五百円
イ　法第三十九条の十三の認定又はその更新を受けようとする者のうち特定施設の運転を停止することなく保安検査を行う者（ロ及びハに掲げる者を除く。）	四百三十二万三千五百円	四百三十二万二千五百円
ロ　法第三十九条の十三の認定の更新を受けようとする者のうち特定施設の運転を停止することなく保安検査を行う者であって法第三十九条の十七第二項において読み替えて準用する法第三十九条の十四第二項の通知を受けなかったもの	百五万五千二百円	百五万四千二百円
ハ　法第三十九条の十三の認定を受けようとする者のうち特定施設の運転を停止することなく保安検査を行う者であって自ら保安検査を行う特定施設を追加しようとするもの	二百二十万千六百円	二百二十万六百円
ニ　法第三十九条の十三の認定又はその更新を受けようとする者のうち特定施設の運転を停止して保安検査を行う者（ホ及びヘに掲げる者を除く。）	四百三十万千七百円	四百三十万八百円
ホ　法第三十九条の十三の認定の更新を受けようとする者のうち特定施設の運転を停止して保安検査を行う者であって法第三十九条の十七第二項において読み替えて準用する法第三十九条の十四第二項の通知を受けなかったもの	百三万三千四百円	百三万二千四百円
ヘ　法第三十九条の十三の認定を受けようとする者のうち特定施設の運転を停止して保安検査を行う者であって自ら保安検査を行う特定施設を追加しようとするもの	二百十九万七百円	二百十八万九千七百円
ト　イ及びニの認定又はそれらの更新を同時に受けようとする者	五百七十四万八千三百円	五百七十四万七千三百円
チ　ロ及びホの認定の更新を同時に受けようとする者	百九万八千七百円	百九万七千七百円
リ　ハ及びヘの認定を同時に受けようとする者	三百六十八万二千五百円	三百六十八万千五百円
二　法第三十九条の十三の認定又はその更新を受けようとする者のうち高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下この項において「令」という。）第十条の二ただし書の規定の適用を受けようとするもの		

イ　法第三十九条の十三の認定又はその更新を受けようとする者のうち令第十条の二ただし書の規定の適用を受けようとする者であって特定施設の運転を停止することなく保安検査を行うもの（ロからヘまでに掲げる者を除く。）	六百三十七万六千百円	六百三十七万五千百円
ロ　法第三十九条の十三の認定又はその更新を受けようとする者のうち令第十条の二ただし書の規定の適用を受けようとする者であって特定施設に係る設備の劣化の状況から判断した適切な時期に当該特定施設の運転を停止することなく保安検査を行うもの（ニに掲げる者を除く。）	六百六十八万八千七百円	六百六十八万七千七百円
ハ　法第三十九条の十三の認定の更新を受けようとする者のうち令第十条の二ただし書の規定の適用を受けようとする者であって特定施設の運転を停止することなく保安検査を行い、かつ、法第三十九条の十七第二項において読み替えて準用する法第三十九条の十四第二項の通知を受けなかったもの（ニに掲げる者を除く。）	百六十一万五千二百円	百六十一万四千二百円
ニ　法第三十九条の十三の認定を受けようとする者のうち令第十条の二ただし書の規定の適用を受けようとする者であって特定施設に係る設備の劣化の状況から判断した適切な時期に当該特定施設の運転を停止することなく保安検査を行い、かつ、法第三十九条の十七第二項において読み替えて準用する法第三十九条の十四第二項の通知を受けなかったもの	百七十万七千六百円	百七十万六千六百円
ホ　法第三十九条の十三の認定を受けようとする者のうち令第十条の二ただし書の規定の適用を受けようとする者であって特定施設の運転を停止することなく保安検査を行い、かつ、自ら保安検査を行う特定施設を追加しようとするもの（ヘに掲げる者を除く。）	三百九十四万六千八百円	三百九十四万五千九百円
ヘ　法第三十九条の十三の認定を受けようとする者のうち令第十条の二ただし書の規定の適用を受けようとする者であって特定施設に係る設備の劣化の状況から判断した適切な時期に当該特定施設の運転を停止することなく保安検査を行い、かつ、自ら保安検査を行う特定施設を追加しようとするもの	四百十五万九千三百円	四百十五万八千三百円
ト　法第三十九条の十三の認定又はその更新を受けようとする者のうち令第十条の二ただし書の規定の適用を受けようとする者であって特定施設の運転を停止して保安検査を行うもの（チ及びリに掲げる者を除く。）	六百三十五万四千三百円	六百三十五万三千四百円
チ　法第三十九条の十三の認定の更新を受けようとする者のうち令第十条の二ただし書の規定の適用を受けようとする者であって特定施設の運転を停止して保安検査を行い、かつ、法第三十九条の十七第二項において読み替えて準用する法第三十九条の十四第二項の通知を受けなかったもの	百五十九万三千四百円	百五十九万二千四百円